

記入見本（必ずお読みください）

請求日 令和8年10月1日

子育てのための施設等利用費請求書（償還払用）

【令和8年7月分～令和8年9月分請求用】

（宛先）下関市長

請求月を記入

提供証明書の最終月の発行日以降の日付を記入

私は、施設等利用費の給付について、次のとおり請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 請求者と認定子どもが、下関市内に居住していること
- 2 実際に利用していることを下関市が対象施設に確認すること
- 3 利用料の支払状況を下関市が対象施設に確認すること
- 4 市町村民税課税状況を下関市が確認すること。

いずれかにチェック

3歳以上児で預かり等を利用する人は、第2号
3歳未満児で預かり等を利用する人は、第3号

1 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	シモノセキ タロウ	生年月日	H 3 年 4 月 1 日
氏 名	下関 太郎	住所	〒751-0000 下関市〇〇町〇丁目〇番〇号 連絡先 083 - 000 - 0000

認定結果通知書に記載してある番号

2 認定子ども（認定子どもごとに申請してください。）

認定区分(法第30条の4)	☐ 第1号 ☒ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	1234567
生年月日	年 月 日	フリガナ	シモノセキ イチロウ
請求期間中の住所		氏 名	下関 一郎
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した		請求期間	年 月 日

下関市内で転居された方は、現住所のとおり項目にチェック

3 償還払の振込先を記入してください。（※1）

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
「口座振込先指定届」を提出済みの場合は記載不要		
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

4 利用したサービスを記入（複数記入可）（※2）

利用した保育サービスを選択して○で囲んでください

①	フリガナ	シモノセキヨウチエン	利用したサービスの種類	幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園 ・認可外・預かり（在園児） ・病児保育・子育て援助活動
	施設名	しものせき幼稚園		
	契約している利用料(※3)	☐ 月額 円 ☒ 日額 円 ☐ 時間額 円		
②	フリガナ		利用したサービスの種類	幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園
	施設名			
③	フリガナ		利用したサービスの種類	
	施設名			

複数の保育サービスを利用した場合は②③へ記入
なお、預かり保育（在園児）と認可外保育施設などを併用した場合は、在籍園の預かり保育の実施体制により、併用先の利用料が無償化の対象外になる場合があります。

利用料を記入

・月額と日額と時間額で契約をしている場合は、それぞれにチェックをし、それぞれの金額の記入をお願いします。

・契約金額に幅がある場合は、「〇〇〇円～〇〇〇円」等記入をお願いします。

※2 ①から③までに書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※3 該当箇所にレを記入し、利用料の金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

<裏面も記入してください>

5 利用したサービスの施設等利用費の償還払請求の内訳を記入

今年度分の入園料を支払った場合に記入			入園年月日（ 年 月 日）		入園料（ 円）（※4）	
利用年月	認可外保育施設 利用の場合	預かり保育等 利用の場合	支払額合計 ((c)=(a)+(b))		月額上限額 (d) (※7) (※8) (※9)	施設等利用費 請求額 ((c)と(d)を比較 して小さい方)
	(a) (※5) (※6)	(b) (※5) (※6)				
令和8年7月	円	8,100 円	8,100 円		記載不要	円
令和8年8月	円	9,000 円	9,000 円			円
令和8年9月	円	6,300 円	6,300 円			円
合 計		23,400 円	23,400 円			円

※4 幼稚園利用者で、入園料を償還払請求する場合の月額を記入してください。

※5 利用年月の記入をお願いします。

※6 利用料の設定が月額を超えて（四半期）
当該利用料の月額相当分を算定してください。

※7 入園料のみを請求する場合は、記入不要

※8 月額上限額は、次の表に定める額とする

添付する特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額①」を転記

区分1		
私立幼稚園（新制度移行園を除く。以下同じ。）を利用した場合		28,000円
預かり保育事業を利用した場合（在籍する認定こども園、幼稚園等の預かり保育事業の提供時間等が一定水準を下回る場合であって、認可外保育施設等を利用したときを含む。以下同じ。）	第2号認定	12,300円（在籍園の預かり保育事業を月25日以下の範囲内で利用した場合は、月額上限額490円を適用する。）
	第3号認定	17,700円（在籍園の預かり保育事業を月25日以下の範囲内で利用した場合は、月額上限額490円を適用する。）
認可外保育施設、一時預かり事業及び病児保育事業並びに子育て援助活動支援事業を利用した場合（預かり保育事業を利用した場合を除く。以下同じ。）	第2号認定	40,300円
	第3号認定	45,700円

※9 月の途中で施設等利用給付認定の期間（以下「期間」という。）が終了し、若しくは開始される場合又は市町村間の転出入があった場合の月額上限額は、次の表に定めるところにより算出した額とする。

区分1	区分2	月額上限額
私立幼稚園を利用した場合	期間終了又は転出	28,000円×期間終了日又は転出日までのその月の平日の日数÷その月の平日の日数
	期間開始又は転入	28,000円×下関市での認定日からのその月の平日の日数÷その月の平日の日数
預かり保育事業を利用した場合（ただし、1月当たりの預かり保育事業の利用日数が26日以上である場合は、その月の日数を基礎とした日割り計算を行う。）	期間終了又は転出	490円×期間終了日又は転出日までのその月の預かり保育事業の利用日数
	期間開始又は転入	490円×下関市での認定日からのその月の預かり保育事業の利用日数
預かり保育事業のほか、認可外保育施設等を利用した場合であって、当該認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となるとき	期間終了又は転出	「12,300円（第3号認定の場合にあっては、17,700円）×期間終了日又は転出日までのその月の日数÷その月の日数」から「490円×期間終了日又は転出日までのその月の預かり保育事業の利用日数」と利用料のいずれか低い方の額を控除して得た額
	期間開始又は転入	「12,300円（第3号認定の場合にあっては、17,700円）×下関市での認定日からのその月の日数÷その月の日数」から「490円×下関市での認定日からのその月の預かり保育事業の利用日数」と利用料のいずれか低い方の額を控除して得た額
認可外保育施設、一時預かり事業及び病児保育事業並びに子育て援助活動支援事業を利用した場合	期間終了	2つの書類を兼ねた「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を添付してください。
	期間開始	
ファミリー・サポート・センター利用時のみ添付		月の日数÷その月の日数

添付書類	特定子ども・子育て支援利用料の請求金額を証する書類	}
	特定子ども・子育て支援提供証明書（子育て援助活動支援事業を除く。）	
	子育て援助活動支援事業の内容を証する書類	